

前回部会における意見等に対する考え方（回答）

平成 20 年 3 月 17 日

経済産業省経済産業政策局

調査統計部サービス統計室

本調査の役割・位置付け等について 資料1論点「1 本調査の目的・役割」関係

本調査の目的として「産業構造」を把握するとの説明があったが、現状の課題をどのように認識しているのか、よく分からない。特に、産業構造の把握で含意している明らかにしたい内容は何なのか。調査目的に係る説明が形式的かつ抽象的であり、調査の必要性が不明瞭。このままでは、昨年以前の調査に立ち戻ってしまいかねず、本調査はなくなるのではないかという危惧を感じる。

【回答】

- 1 . サービス産業においては、他の産業と比べ業種毎の活動実態が大きく異なるため、例えば商業や製造業における製品出荷や商品販売のような、売上高のみを把握してもその実態が捉えきれないことから、各産業の特性把握が重要と考えている。本調査の役割はこれを把握することであるとされており、これを指してサービス産業の「構造把握」と表現をしているところ。例えば、各産業における業務種類や契約先、収入区分、国内外別などの収入構造を始め、派遣職員活用等の状況、情報化技術による事業活動の状況などである。
- 2 . そのため、今回の調査票設計に際しては、行政施策実施部局の意見のみならず、対象業種に属する業界団体や企業を訪問し、当該業種の特性は何か、その特性を把握するためにはどのような項目の設定が必要かといった点についてヒアリングを行うとともに、有識者を中心とした「サービス産業統計検討会」において調査項目の在り方について議論を行い、調査項目を設定したところである。

開始当初はサービス産業分野のうち統計が未整備な分野について調査する趣旨で良かったとしても、経済センサスによってすべての産業の実態を横断的に把握することが可能となる状況において、経済センサスでは捉えられない事項を把握するという部分がなければ、本調査の存在意義はないのではないかと。本調査で捉えるべき産業構造とは何かを明確にすべき。

【回答】

- 1 .経済センサスは、同一時点における我が国全体の産業を対象として包括的な産業構造把握を行う統計の整備、統計精度向上に資する母集団情報の提供を目的とした調査であると認識している。
- 2 .一方で、同枠組みにおいては、既存統計との整理に関しても併せて整理されており、これによれば、本調査は「平成23年経済センサスと調査事項が重複しており、実施年が重なることから、平成23年調査と重複是正措置を行う」とされている。具体的には、平成22年及び平成23年の本調査は実施せず、平成22年の本調査データについては、平成23年経済センサスの中で把握することを予定している。特定サービス産業実態調査を所管する当省としては、可能な限り調査項目の全てを経済センサスに盛り込む方向で検討し、関係方面各者と協議・調整を行っていきたいと考えている。
- 3 .また、平成23年経済センサス実施以降の特定サービス産業実態調査については、他産業と比較して事業所の改廃等が激しいサービス産業の把握は、5年毎の経済センサスだけでは不十分であり、毎年調査を実施する方向で検討していく予定である。
- 4 .したがって、本調査が目的とする産業特性の把握は経済センサス実施年である23年を含め、継続的に実施していく方向で検討してまいりたい。

サービス産業分野においては、従来、5年ごとに広く概括的に把握する「サービス業基本調査」が存在した一方、本調査は、経済産業省所管の業種の特性を捕捉することに存在意義があったが、その点は変わっていないとの認識で良いか。

【回答】

サービス業基本調査は、5年に一度、収入額と従業員数を中心にサービス業の経済活動を広く概括的に把握する調査であると理解している。一方本調査は、調査産業における業務種類や契約先、収入区分、国内外別などの収入構造を始め、人的アウトソーシングの状況、情報化技術による事業活動の状況などの各産業の特性を把握し、その実態を明らかにすることを目的としている調査であり、この点は今回改正計画においても変更はない。

経済産業省の所管業種を対象に、緊急の行政課題への対応を図る必要性から、今回の業種拡大を行う計画案が提示されていると理解している。経済産業省所管の行政施策のためが大前提であり、所管外の業種について、民間事業者の活用など現行の調査手法を変更してまで業種拡大を行うことは不適切。必要かつ重要な業種について、しっかりした調査を行うことが、本来のあるべき姿である。

【回答】

1. ご指摘のとおり、本調査設計においては原則として行政施策上のニーズという観点で極めて重要な位置を占めている。産業活力再生特別措置法の運用など当省における行政施策上の必要性や緊急性を勘案して調査票設計を行ったところである。一方で、サービス産業の産業構造に係るデータの提供に関しては、行政施策上のみならず広く利用されることも念頭におくことが重要であると考えており、この点に関しては、業界団体や対象企業などにも意見を伺いながら設計にあたったところである。
2. 今回の業種拡充に関しては、平成18年から母集団情報を変更したことに併せて小分類格付けの産業を調査の対象とした考え方を踏襲し、当省所管業種を中心に拡充を行うものである。調査対象業種を拡充することにより、従来把握されていない特性が異なるサービス業個々の分析が可能となる業種が増加する。また、特性が異なるサービス産業の業種を拡充することにより、業種間での特性の異なりがどこにあるのかが明らかになる。これらを基に、各業種の実態をよりの確に把握するための検討も可能となることから、さらに各業種の特性項目の検討をしてみたい。
3. なお、現在、経済成長戦略大綱等において、政府全体としてもサービス統計の整備・拡充が求められているところであり、(前回第4回産業統計部会「資料8」参照)可能な限り業種拡大を行うことは政府としての喫緊の課題であると認識している。そのため、特定サービス産業実態調査についても調査対象業種を平成21年までに28業種に拡大することを予定しているところである()。

() 経済成長戦略大綱(平成19年6月19日改定)工程表P47

特定サービス産業実態調査の調査対象業種を2009年までに7業種(2006年)から28業種に段階的に拡充することについて検討する。

経済産業省所管の業種に限定してしまうと、インターネット付随サービス業など、所管が複数の省に跨る業種の場合、不十分な結果と成りかねず、問題があるのではないか。

【回答】

サービス統計の整備・拡充は政府全体としての課題であり、関係府省が連携して可能な限り調査対象業種を拡大することが重要と認識している。このため、今回の調査票の設計においては、経済産業省の行政担当部局に対するヒアリング等による施策上のニーズ把握のみならず、業界団体や企業に対しても同様にヒアリングを行い、産業特性を把握するためにはどのような調査項目を設定するべきかについて検討したところである。ご指摘のあったインターネット付随サービス業や自動車賃貸業など複数の府省に跨る業種については、調査内容等について予め総務省や国土交通省などの関係府省担当部局に提示しながら、調査内容、業界団体との調整方法など本調査の実施に向けた調整を行ってきたところである。

平成 23 年経済センサスで母集団情報が整備されることから、経済センサスの実施の前と後では本調査の位置付けが変わりうることもあり、本調査の在り方については分けて考えることが必要。また、経済センサスの実施前においては、現在、統計委員会の場で、サービス産業全体に係る統計の在り方についての議論がなされており、その方向性が見えない流動的な現状においては、単年ごとに調査計画の適否について議論せざるを得ない。

【回答】

- 1 .ご指摘のとおり、今般の政府全体におけるサービス産業の統計整備に向けた取組状況については、基本計画の策定、経済センサスの実施など大きな動きがあるものと認識している。
- 2 .経済センサスの実施以前の本調査については、今般提示させていただいた調査方法等に係る産業統計部会におけるご指摘などを踏まえながら、必要な検討を引き続き行い、実査の現実性などを考慮しながら標本調査方式の導入など可能な限り見直しを続けることとしたい。
- 3 .一方、経済センサスの実施後の本調査の在り方については、平成 23 年経済センサスの結果をベースに法人登記簿などの情報と組み合わせながらサービス産業の構造統計調査に耐えうる正確な母集団名簿の整備が政府として予定され、適宜最新情報の入手が可能となることが想定されることから、毎年の調査を念頭におきつつ、特定サービス産業実態調査の在り方、例えばより精度の高い標本調査方式への移行などについて引き続き検討し、その結果について統計委員会へ諮ってまいりたい。

特性について、何を見るかが重要。サービス産業の生産性を測るための手段が明確でないとしても、各業種について横並びで調査すれば良いわけではなく、何を把握することが必要なかを明確にした上で、それに向けて、少しずつでも努力することが必要。所管業種について知見を有する経済産業省において、各業種について何を把握することが重要か明確にすべき。従来の調査事項とほとんど変わってなくて、このような状況において、本調査の独自性を保つことが可能なのか疑問。

【回答】

への回答参照

本調査も含め、サービス産業に係る様々な統計が整備されている中、同一企業内で事業所間のサービスの取引を捉える手段が必ずしも明確でなく、十分に捉え切れていない。すぐに解答が出る問題ではないが、生産性の計測とも密接に関係するものとする。

【回答】

- 1．特定サービス産業実態調査は、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、年間売上高に提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めて記入いただいているため、本調査においても同一企業内の事業所間取引については、捕捉しているところである。また、経費として外注費の中に本社・支社・営業所間の外注費を含めて記入いただいている。これらの調査手法に関しては、記入者の混乱を招かないより適切な調査手法について引き続き検討していきたい。
- 2．なお、同一企業内の事業所間取引の金額については、現在把握できていないため、併せてその把握手法について検討してまいりたい。
- 3．また、工業統計調査でも、同一企業内の事業所への出荷額を「出荷額」に含めて報告いただいているところである。

サービス産業に係る統計整備の遅れが従来から指摘されている中、不完全であっても早急に対象業種を拡充し、不足部分については少しずつ対応していくことが重要ではないか。サービス産業の生産性の低さは国の政策における重点課題であり、各省庁が連携し、国として、これに応えるための統計整備を図るべき。

【回答】

ご指摘のとおり、政府全体としてサービス統計の整備が求められているところである。各省庁が連携して、可能な限り業種拡大を行うことは喫緊の課題であると認識している。経済産業省としても、所管業種を中心に平成21年までに28業種まで業種を拡大したいと考えている。

行政施策への活用という観点から、現在、各業種において、経済産業省として、どのような政策課題があるのかを明確にすべき。

【回答】

別紙1及び別紙2参照

特定サービス産業実態調査の対象業種に係る政策(業種横断)

別紙1

| | |
|------------------|--|
| <p>サービス産業の課題</p> | <p>サービス産業の生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国や我が国の製造業と比較しても、我が国のサービス産業の生産性の伸びは低い。 ・サービス産業に共通の特性としては下記の点があげられる。 <ul style="list-style-type: none"> 目に見えないという「無形性」、提供と同時に消滅する「同時性」 新たなニーズに対応して生まれる若い産業が多く、中小企業比率も高いという「新規性・中小企業性」 ・効率向上とともに、「付加価値向上・新規ビジネス創出」の向上や顧客満足度やホスピタリティなど「サービス品質向上」も重要。 <p>特定商取引に関する法律の運用等、消費者保護施策の実施</p> <p>下請中小企業振興法の運用(「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」「広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」が策定されている。)</p> |
| <p>具体的施策</p> | <p>【産業活力再生特別措置法】</p> <p>平成18年に改正され、基本指針、業種毎に策定する「事業分野別指針」を活用し、生産性向上のための基本的考え方や認定基準を定め、業種特性を踏まえた取組を促進することとしている。サービス産業生産性向上のための民間の協議連携活動への国の支援等、サービス産業の生産性向上のためのきめ細かな対応を行うもの。</p> <p>なお、産業構造審議会においては、サービス合同小委員会が設置され、サービス産業の業種毎の生産性向上に向けた施策の検討を始めたところ。</p> <p>【サービス産業生産性協議会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス分野における科学的・工学的アプローチの拡大 <ul style="list-style-type: none"> 科学的手法を用いてサービスの持つ諸問題を解決し、生産性の向上とサービス・イノベーションを実現しようとする取組、サービス工学の研究開発と成果の普及を促進することが必要。 2. 製造管理ノウハウ活用によるサービス提供プロセスの改善 <ul style="list-style-type: none"> 世界の最先端を行く「ものづくり」分野における生産性向上のノウハウのサービス分野への導入を進めるため、サービス産業生産性協議会と国が適切に役割分担し、その後押しを行う。 3. サービス産業における人材育成 <ul style="list-style-type: none"> サービスは、人が中心となって提供されるため、その品質や効率性は人に大きく依存。 サービス産業人材を育成する大学等のカリキュラムの整備と産学間における対話の促進のために必要な業種内や業種横断的に共通とされるスキルやノウハウを明確化し、より戦略的に人材を育成していくための体制を整備する。 4. 信頼性向上のための情報提供の仕組み作り <ul style="list-style-type: none"> 情報の非対称性から、消費者に情報が行き渡らず十分な競争が起こらない傾向があるので、サービス内容を「見える化」し、競争を促進する。 サービス業界毎の認証制度など、民間による品質認証の仕組み作りを支援する。 5. 品質評価のための顧客満足度指数(日本版CSI)の構築 <ul style="list-style-type: none"> サービス品質について、異なる事業者や異なるサービス分野の間でも比較が可能となるような横断的なベンチマーキングを構築する。 6. サービス産業におけるIT活用 <ul style="list-style-type: none"> 新しいサービスや競争を生み出すIT 電子商取引・電子タグの効果的活用 中小サービス企業のIT活用の推進 ソフトウェアの有効活用による投資効率、生産性、競争力の向上への取組 <p>【重点サービス6分野の振興】 (経済成長戦略大綱P29)</p> <p>重点サービス6分野(健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流)において、需要の創出・拡大、生産性の向上の両面から重点的に政策を講じることにより、2015年までに、70兆円の市場規模拡大を目指す。</p> |

特定サービス産業実態調査の対象業種に係る施策(業種毎)

| 業種 | 391 ソフトウェア業 | 392 情報処理・提供サービス業 | 401 インターネット附随サービス業 | 411 映像情報制作・配給業 | 412 音声情報制作業 | 413 新聞業 | 414 出版業 | 415 映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス |
|-------|--|------------------|--------------------|--|-------------|---------|---------|---------------------------|
| 政策課題 | <p>IT活用の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国はカスタマイズ比率が高く(自前主義)、一つの機能を実現するためにかかるコストも高い。結果として、「攻め」のIT投資に十分にリソースを投入できていないのではないかと。 ・機能の実現にコストがかかる結果として、ソフトウェア開発事業者の生産性、収益性は低く止まり、慢性的な人材難に陥っているのではないかと。 ・IT投資額は全体としては増加傾向だが、中小企業では横ばい。また、日本のIT投資額は諸外国と比べて対GDP比ではやや低い水準。IT投資の量が不十分 ・企業のIT化ステージを、情報システムの導入、部門内最適化企業群、組織全体最適化企業群、企業・産業横断的最適化群に分類した場合、我が国の7割以上の企業が「部門の壁」を超えられない部分最適の状態。 | | | <p>海外展開の加速</p> <p>これまで国内需要に支えられてきた結果、海外でのビジネス展開が不足しており、我が国コンテンツの潜在的な価値の高さを外貨獲得に活かせていない。(日本のコンテンツ産業の海外市場依存度は1.9%しかなく、米国の17.8%に遠く及ばない)</p> <p>ブロードバンド環境の活用</p> <p>ブロードバンド環境が整備される中、コンテンツ流通経路の多様化が進んでおり、コンテンツビジネスのグローバル化・競争激化をもたらしている。こうした環境整備は日本にとって大きなチャンスになりうる反面、ブロードバンドを活用したコンテンツビジネスモデルの確立の遅れにより、国際競争を勝ち抜けないリスクも存在している。</p> <p>経済成長戦略大綱及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太の方針2006)</p> <p>「10年間で約5兆円の市場規模拡大をめざす」(13.6兆円 18.7兆円)</p> <p>創造性のある人材の育成、デジタルシネマの普及促進、コンテンツの地域展開の促進等(新経済成長戦略)</p> | | | | |
| 具体的施策 | <p>【ITによる産業競争力強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> IT投資効率の向上 非競争領域について、業種・製品毎の標準化と共同研究開発を促進。 IT投資の加速化 中小企業投資促進税制、情報基盤税制の延長・拡充 IT経営力指標等の活用 SaaS活用経営支援システム 中小・小規模企業が、SaaSを活用して安易かつ用意にITによる業務改革を実現 IT経営応援隊 「IT経営」を実践するため、研修事業、先進事例等の収集・普及事業を展開 <p>【国際競争をリードするIT産業・技術の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンITプロジェクト ネットワーク全体での省エネルギーの実現 ドリームチッププロジェクト 従来の半導体技術の延長線上にない、新機能チップの開発 Jasparプロジェクト 車載組込みソフトウェアについて、開発プロセス・基盤ソフトウェアを共同開発し、国際標準化に 情報大航海プロジェクト 次世代情報検索・解析基盤の構築による新サービスの実現 <p>【IT利活用環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策の推進 電子政府の構築 高度IT人材の育成 | | | <p>JAPAN国際コンテンツフェスティバル</p> <p>我が国コンテンツ産業の国際展開を加速するため、平成19年度から、JAPAN国際コンテンツフェスティバルを創設。具体的には、東京国際映画祭を中心に、映画、アニメ、ゲーム等の各種コンテンツ関連イベントを一定期間に開催することとし、日本が強みを持つマルチコンテンツの総合的な発信の場を整備していく。</p> <p>ブロードバンド配信環境整備</p> <p>放送と通信の融合により流通が多様化する中、ブロードバンドを利用したコンテンツ製作・流通市場の拡大のための環境作りを実施。具体的には、ネット上におけるコンテンツ取引機会を提供するネットマーケットを構築することにより、これまで製作しても発表機会が限定的であったインディーズのクリエイター等が内外にビジネス展開できる場の整備を実施する。</p> <p>海賊版対策(海賊版対策拠点の設置)</p> <p>16年度から、JETRO北京、上海事務所へ海賊版対策専門家を派遣。海賊版等に係る情報収集、情報発信、研修事業、企業相談等を実施する。今後現地ニーズを踏まえ、拠点の充実・拡大を図る。</p> <p>コンテンツグローバル戦略の策定</p> <p>・今後3～5年程度の政策展開のベースとなる戦略として、「コンテンツグローバル戦略」を昨年取りまとめた。</p> <p>(コンテンツ産業に幅広く関係し、CG技術等の進歩により大きく成長していると考えられるポストプロダクションに着目。)</p> | | | | |

特定サービス産業実態調査の対象業種に係る施策(業種毎)

| 業種 | 643 クレジットカード業、 割賦金融業 | 806 デザイン・機械設計業 | 871 機械修理業 | 872 電気機械器具修理業 | 881 各種物品賃貸業 | 882 産業用機械器具賃貸業 | 883 事務用機械器具賃貸業 | 884 自動車賃貸業 |
|-------|---|--|---|---|-------------|----------------|----------------|------------|
| 政策課題 | <p>消費者保護の観点から、多重債務者問題や偽造クレジットカードへの対策</p> <p>中小クレジット業者への情報化への支援措置等の業界基盤整備</p> <p>割賦販売法の適正な運用</p> | <p>【デザイン業】</p> <p>知財本部の知的財産戦略大綱では、「デザイン、ブランドの戦略的活用」を図るための検討が求められており、デザインの機能の異なる業務種類別に市場活性化施策を講じる</p> <p>需要者側へ働きかけるための、ダイヤモンドサイドへの意識改革や初期投資支援</p> <p>デザインを担う人材の育成</p> <p>【機械設計業】</p> <p>ものづくり基盤技術を担う中小企業の強化(機械設計業)</p> | <p>製造業を支える収入額2兆5670億円(機械修理業)、1兆9100億(電気機械器具修理業)もの産業である。</p> <p>機械を保持するメーカー側の分業体制の変化や安全対策の意識向上により、当該業種のサービスの提供形態は、事前保守サービスの増加、作業工程のアウトソーシング化、安全対策としての修理業への位置付けの変化等、その役割が大きく変化していると指摘されており、当該構造変化に対応した施策を実施する必要がある</p> | <p>リース会計基準、税制改正等、我が国民間設備投資の10%を占める当該産業の適正な振興を図る</p> | | | | |
| 具体的施策 | <p>悪質な勧誘販売行為を助長する不適切な与信の排除</p> <p>過剰与信防止のための措置</p> <p>クレジットカード情報の保護強化</p> <p>割賦の定義や指定制の見直し</p> <p>自主規制機能の強化</p> | <p>ブランド確立に向けたデザインの戦略的活用(デザイン業)</p> <p>・中小企業等基盤強化税制、デザイン高度化事業、デザイン創造支援施設に対する支援等</p> <p>・デザイン産業の更なる振興のための意匠法の改正など、権利保護・推進の基盤整備</p> <p>経営者へのデザイン活用セミナー・研修、中小企業へのデザイナー派遣支援</p> <p>デザイナー人材育成支援のため、専門職大学院の創設、大学・専門学校での新たなデザイン関連カリキュラムの設置等</p> <p>機械安全技術の普及促進事業</p> <p>機械安全概念(リスクアセスメントの実施によって設計段階で安全を確保する本質安全設計概念)が、グローバルスタンダードとなりつつある中、我が国機械産業においても、機械安全技術を取り入れることにより将来にわたり国際競争力を維持していくため、製造現場における事故情報をデータベースとして機械安全概念の有効性について分析を行う等各種調査を行い、機械安全技術の普及促進を図る。</p> | <p>【ものづくり産業振興】</p> <p>1. 技術革新の加速化</p> <p>新産業創造高度部材基盤技術開発</p> <p>環境適応型高性能小型航空機の研究開発</p> <p>次世代知能ロボット技術の開発</p> <p>ゲノム創薬の加速化に向けた生物システム解析基盤技術開発</p> <p>2. 内需依存型産業育成のための高付加価値化・差別化</p> <p>生活関連産業ブランド育成事業</p> <p>デザイン活用型ものづくり支援事業</p> <p>3. 安全・安心な社会の実現</p> <p>安全知識循環型社会構築事業</p> <p>健康情報基盤整備事業</p> <p>機械安全技術の普及促進事業</p> <p>4. ものづくり人材の育成</p> <p>「ものづくり日本大賞」創設</p> | <p>平成19年度税制改正において、リース会計基準の見直しを踏まえた税制改正を措置した。当該改正による今後の影響を把握するため、当該統計データを基礎資料とし、リース事業者及びリース取引の実態を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>リースに関する「情報基盤強化税制」「中小企業投資促進税制」「中小企業基盤強化税制」等の優遇税制措置を実施</p> | | | | |

特定サービス産業実態調査の対象業種に係る施策(業種毎)

| 業種 | 885 スポーツ・娯楽用品 賃貸業 | 889 その他の物 品賃貸業 | 891 広告代 理業 | 899 その他 の広告業 | 903 計量証明業 |
|-----------|--|--|---|-----------------|--|
| 政策課 題 | 地域経済の活性化等 | コンテンツ産業 の一つであり411 ~415と同様 | 広告のデジタル化、ネット ワーク化が進む中で、業界の 変化に対応した施策を行う必 要がある。 | | 計量証明業における、規 制の設定・運用の実施。 環境問題への的確な対応 やビジネス取引の適正化・ 円滑化の基盤をなす適正な 計量の実施を確保するた めの制度の運用・見直し。 |
| 具体的 施策 | 各種地域活性化施策 (例:北海道経済産業局によ る「ニセコブランドの発信に よる広域・総合観光集客 サービス支援事業」) | | 広告効果の測定に関する調 査研究、広告著作権等の権利 関係についての調査研究、中 小企業等基盤強化税制等 | | 計量法の適正な運用及び 制度の見直しの検討。 |

調査項目の設定に係る考え方

1. 産業特性の把握

業界団体や企業へのヒアリングを通し、年間総売上高や従業員数以外に、当該産業の特性と考えられる調査項目を設定した。具体例は以下のとおり。

業種別年間売上高、収入別年間売上高、部門別事業従事者数

例えば、インターネット附随サービス業における「サーバーハウジング業務」「セキュリティサービス業務」「サイト運營業務」の売上高や、音声情報制作業における「レコード販売収入」や「著作権使用料収入」等

【活用例】

- ・ 次世代情報検索・解析基盤の構築による新サービスの実現に資する施策「情報大航海プロジェクト」の実施に際して、インターネット附随サービス業の「サイト運營業務」の年間売上高を活用。
- ・ コンテンツ産業に幅広く関係し、CG技術等の進歩により大きく成長していると言われているポストプロダクションの振興施策検討の基礎資料として、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業の「ポストプロダクション」の年間売上高を活用。

(各業種共通)人材の外部依存状況の把握

「別経営の事業所から派遣されている部門事業従事者数」

【活用例】

- ・ デザイナー人材育成支援のための専門職大学院の創設、大学・専門学校での新たなデザイン関連カリキュラムの設置等、人材育成施策の検討に資する基礎資料としてデザイン・機械設計業の「部門別事業従事者数」及び「別経営の事業所から派遣されている部門事業従事者数」を活用。

サービス産業に係るIT化、ブロードバンド化

- ・ 業種統一的に、「情報通信機器」に係る年間営業費用、営業用固定資産取得額を把握
- ・ 音声情報制作業における「音楽配信収入」、新聞業における「電子メディアへの配信の有無」、出版業における電子メディアによる収入額等

【活用例】

- ・ 「情報基盤強化税制」の優遇税制措置実施のための基礎資料として、ソフトウェア業の「情報通信機器」の営業用固定資産取得額を活用する。
- ・ 「中小企業投資促進税制」の優遇税制措置実施のための基礎資料として、物品賃貸業の「情報通信機器」の営業用固定資産取得額を活用する。

その他業種に応じた特性項目

出版業における国外におけるロイヤリティー収入の割合を把握、自動車賃貸業における「保守・管理の条件のあるリース契約台数」等

【活用例】

- ・ リースに関する「中小企業投資促進税制」の優遇税制措置実施のための基礎資料として、「自動車賃貸業」における「保守・管理の条件のあるリース契約台数」を活用。
- ・ 中小企業基本法におけるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業(政令特例業種)の中小企業の規模の定義を検討するための基礎資料を作成するため、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業の業務種類別売上高を活用。

2. サービス産業の生産性把握

我が国のサービス産業の生産性は低いと言われているが、活動実態が多岐に渡るサービス産業について業種毎に詳細な生産性を把握したデータは少ない。一方で、産業活力再生特別措置法では、業種毎に事業分野別指針を策定し、業種毎の生産性を向上させることとしている。そのため、今回の調査票の設計に際しては、業種毎の特性に応じた生産性を把握することについて検討した。

具体的な調査項目案は下記のとおり。なお、正確な労働生産性を把握するため、事業従事者数において業種統一的に「パート・アルバイトなど」の「就業時間換算雇用者数」を把握することとした。また、生産性算出のための粗付加価値を計算するため、営業費用総計(給与支給額含む)、給与支給額、賃借料、減価償却費(貸与資産原価：物品賃貸業)を把握する。

- ・ 自動車賃貸業：リース、レンタル別売上高、自動車保有台数(リースとレンタル別の労働生産性、「レンタルに係る粗付加価値/自動車保有台数」)
- ・ 新聞業：編集部門の事業従事者数(「粗付加価値/編集部門の事業従事者数」)
- ・ 音声情報制作業：著作隣接権収入、保有する音源数、年間生産タイトル数(「著作隣接権収入/保有する音源数」、「粗付加価値/保有する音源数」、「著作隣接権収入/年間生産タイトル数」等)
- ・ 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業：ニュース供給業務の年間売上高、編集部門の事業従事者数(「ニュース供給業の粗付加価値/編集部門の事業従事者数」)
- ・ 出版業：返品率

統計整備については、政府としてどの程度のコストをかけて、どのようなアウトプットを得るのかという観点からも考えるべき。予算、職員の人件費や作業時間など様々なコストが発生しているはず。そういう視点も含めて、国民に分かりやすい形でサービス統計の整備状況を説明すべき。

【回答】

本問題は、政府全体としての課題であると認識しているが、特定サービス産業実態調査においても、可能な限りコストを下げるとともに利用者のニーズに応えた統計を作ってまいりたい（別紙3参照）。

特定サービス産業実態調査の実施にかかるコスト及び利活用例について

1. コスト

〔予算額〕

平成19年調査 1億6900万円(調査対象数 約5万8千事業所、3千企業)

平成20年調査 2億850万円(調査対象数 約11万4千事業所、1万2千企業)

2. 利活用例

下記は、当方で各機関・団体・企業等が使用していると確認しているもの及び目的外使用申請があったものについて例示

行政施策上の利活用例

| | | |
|--------|------------------------|---|
| 経済産業省内 | 前回産業統計部会の「資料8参考」に掲げるもの | |
| 他省 | 公正取引委員会 | 競争、イノベーション、生産性に関する定量的分析を行い、競争政策立案の基礎資料として利用 |
| | 内閣府 | SNA推計、月例経済報告作成のため |
| | 参議院、総務省統計局等 | |
| 都道府県 | 各都道府県 | 各都道府県におけるサービス産業関連施策の基礎資料とするため |

一般の活用例

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 産業界 | (社)全国機械器具リース協会 | 全国の業界の動きを把握するため、研修会等で協会会員等へ還元するため、白書作成のため等 |
| | (財)日本情報処理開発協会 | |
| | (社)情報サービス産業協会 | |
| | 情報処理振興機構 | |
| | 日本チェーンストア協会 | |
| | (社)日本新聞協会 | |
| 民間 | (社)日本書籍出版協会 | 調査票設計に際しての企業ヒアリングでも、数社において特定サービス産業実態調査の結果を用いた経営分析等を実施していることの紹介が |
| | 民間企業 | |
| | 日本銀行 | |
| | (独)経済産業研究所等の独立行政法 | |
| | 新聞・雑誌 | 新聞・雑誌等における分析のための資料(日本経済新聞、日経ビジネス、週刊ダイヤモンド等) |

業種の特徴を把握する上で、外注部分に関する事項が少ない。産業構造を把握するためには、他調査のデータと総合的に集計・加工しなければいけないようなケースも生じると考えられるが、どのように考えているか。

【回答】

1. 統計調査の母集団名簿については、改正統計法において、事業所母集団データベースが整備されることとされており、今後当該データベースは行政記録の活用等によってより網羅的な母集団名簿となるものと認識している。当該名簿情報の活用により統計調査間におけるリンケージ作業の効率化が格段に向上するものとする。
2. このような取組に関して、特定サービス産業実態調査としても、他統計のデータとのより効率的なリンケージが可能となるよう、母集団名簿情報の整備等に対して可能な限り貢献してまいりたい(その他の出口委員意見に対する回答については別紙4参照)。

特定サービス産業実態調査諮問に関する私的覚書(出口委員)に対する考え方

【個票の改善に関する具体的提案】

(1) 主業、副業などの売上別比率などで、それに費やす労働時間按分などをベースに事後的に加工することを前提とした調査の必要性

企業の個票で、主な売上から上位いくつかを捉えそれで分割できるような方法が必要。サービス領域では主業以外に副業を比率で調べないと、産業構造の調査がわからなくなる。グーグルは今は広告がメインだが、数年後には主要な携帯電話事業者になるかもしれない。いわゆる付随的活動が、93SNAのレビジョン。現在は附随的活動は別個に記述しないとしているが、REV1では積極的に付随的活動を、独立的に捉えるということはしていた。従来はサテライトでやれとなっていた。自家輸送等がそれ。これはREV1では推奨されている。

また労働時間に関する、インハウス(内製、内作)、オープンソース、或いは主業、副業などの売上別比率での按分により、二次的にかなりの加工が可能となる。

【回答】

1. 18年改正において、「精度向上」「業種間比較」のために母集団情報を変更するとともに、この変更に伴って日本標準産業分類小分類レベルでの主業格付け調査へと併せて変更したところ。今般のご指摘にあるとおり、サービス産業における業種毎の特性や実態把握のためには、事業活動ベースでの捕捉が重要とのご意見を頂いているところ。しかしながら、この実現のためには調査対象に係る名簿情報が不足しており、事業活動ベースでの的確な把握が困難となっているのが現状。こうした不足情報は平成23年に実施予定となっている「経済センサス」において網羅的に充足される可能性があることから、この結果を踏まえつつ、事業活動ベースの調査の可能性について検討を進めていくこととしたいと考えている。
2. 一方で、インハウス(内製、内作)の捕捉については、関係する業界団体や企業へヒアリングを行うなど、把握可能性について再度検討を行っているところであるが、インハウス(内製、内作)部分を労働時間で按分するといったことは困難であると指摘されていることなどから、客体の記入者負担や記入可能性を勘案した場合、本調査で把握することについては非常に難しいと考えている。

(2) 産業構造に関する付加価値連鎖、投入産出構造のアクティビティベースでの把握の課題

サービス産業でも、外注先などの上流部分や、逆に注文やサービスの発注、外注元などの下流部分との連結構造の把握は、産業構造の変化を把握し、付加価値連鎖や投入産出構造を把握するためには必須である。今回の調査では、その部分の把握が弱い。

【回答】

1. ご指摘のとおり、外注元との連結構造の把握等については、本調査の産業構造把握という目的に鑑みて非常に重要であると考えます。
2. 本調査においてご指摘のような構造把握を行うこととした場合、発注元に係る情報に関しては売上高の産業別割合における情報で一定把握が可能であると考えます。一方、外注先に係る情報については、ご指摘のとおり、現行の調査項目案では項目の設定はできていない。仮にこれを一定把握するためには外注費のうち、主たる事業に係る外注費を特掲した上でその産業別割合を把握することが必要と思われる。
3. しかしながら、こうした外注費の内訳等の把握可能性について、一部業界団体や企業にヒアリングを行いつつ、検討を行っているところであるが、外注費にかかる産業別割合の算出等においては多大な負担を要することなどから、困難であるとの指摘を受けている状況であり、現段階で即座に対応することは困難であると考えます。
4. なお、客体の記入者負担や記入可能性を勘案しながら、ご指摘の構造把握を行うための事項の設定について、引き続き検討を進めてまいりたい。

1) 個票の中で従業員の年齢、男女別、学歴などの情報は取れていない。これは、記入者負担の問題がある。これに対して、他のデータとして賃金構造基本調査とのリンケージが想定されている。賃金構造基本調査には、正社員と正社員以外がある。雇用形態、学歴、勤続、経験がある。現在事業所企業データベースがあり、賃金構造基本調査はサンプル調査で名簿情報を提供している。事業所企業データベースで統一番号がある(経済産業省)。しかしこれらは加工統計として統合的な提供は図られるのか？

オーダーメイド集計のたびにリンケージを図るのでは問題がある！

【回答】

1. 統計調査の母集団名簿については、改正統計法において、事業所母集団データベースが整備されることとされており、今後当該データベースは行政記録の活用等によってより網羅的な母集団名簿となるものと認識している。当該名簿情報の活用により統計調査間におけるリンケージ作業の効率化が格段に向上するものとする。
2. このような取組に関して、特定サービス産業実態調査としても、他統計のデータとのより効率的なリンケージが可能となるよう、母集団名簿情報の整備等に対して可能な限り貢献してまいりたい。

2) 事業所の母集団情報を事業所・企業統計名簿に一本化するのが特定サービス産業基本調査で平成19年度では行われている。これは業界の持っている事業所情報が劣化したためでもあるが、他方でアクティビティベースの事業所単位で、サービス活動が適切に把握できない。事業所が物理的でなければ、事業所の類別から抜けている。情報系は事業所が独立していなくて、副業だと抜けている。

そもそもサービスはどうしても物理的事業所にはなじまず、むしろ主活動と副活動を何らかの方法で分割するような企業の活動の加工統計的把握が必要となる。これもまた企業の個票で、主な売上から上位いくつかを捉えそれで分割できるような方法が必要。

【回答】

1. 平成18年改正においては「精度向上」「業種間比較」のため、会員でない企業が調査対象に含まれない業界団体名簿から全国の事業所を網羅的に把握する事業所・企業統計名簿へと母集団情報を変更した。この変更に伴い、業界団体名簿はアクティビティベースの名簿であったが事業所・企業統計名簿は主業ベースの名簿であることから、調査方法もアクティビティベースから主業ベースへと変わった。
2. 一方で、サービス産業における業種毎の特性や実態把握のためには、ご指摘のとおり、事業活動ベースでの捕捉が重要とのご意見を各方面から頂いているところであるが、実現のためには調査対象に係る名簿情報が不足しており、事業活動ベースでの的確な把握が困難となっているのが現状である。こうした不足情報は平成23年に実施予定となっている「経済センサス」において網羅的に充足される可能性があることから、この結果を踏まえつつ、事業活動ベースの調査の可能性について検討を進めていくこととしたいと考えている。

(3) 特定サービス産業実態調査での省庁間連携の問題

特サビの対象領域であっても、通信や放送関係は入らない。また教育関係も入らない。コンテンツクリエイターや放送の調査はとれないところがある。特サビはサービスの連関構造の横串の一部であるという認識から、省庁を超えた調査が必要。

例えば自動車レンタルでは、車両区分はないがこれは国土交通省の方でデータがあるので、事後的に加工できる。こういったものは、事後的な加工を前提とする必要がある。

【回答】

1. 骨太の方針 2006、経済成長戦略大綱、産業活力再生特別措置法の改正における附帯決議等においてもサービス統計の抜本的拡充が求められているところであり、サービス統計の抜本的拡充は政府全体として取り組むべき問題であると認識している。
2. そのため、統計委員会基本計画部会においても、サービス統計体系の整備について検討が進められていると認識しており、経済産業省としても特定サービス産業実態調査の調査対象業種を可能な限り拡充していき、調査項目の見直し等も含め積極的に貢献してまいりたいと考えている。
3. なお、今般の調査計画策定に際して、ご指摘のあった自動車賃貸業など複数の府省に跨る業種については、調査内容等について予め国土交通省などの関係府省担当部局に提示しながら、調査内容、業界団体との調整方法など本調査の実施に向けた調整を行ってきたところである。

(4) 個票調査の限界と重要な測定項目は事後的加工を前提として設計すべき事

調べられる事柄の限界から個票を簡略化する方向があるが、その場合、最終的な加工統計として何が必要かという政策目的や加工統計で提供すべき産業構造情報は何かなどの前提から、重要な測定対象は今後積極的に導入（主業、副業などの売上別比率などやカテゴリー別の労働時間）し、事後的な加工をベースに個票は設計されるべき。

【回答】

ご指摘は、非常に重要な課題であると認識している。

今般、平成20年調査の設計に当たり、調査事項については、各業種の実態把握のための基礎データの提供等、政府及び当省行政施策上のニーズへの対応を図るため、調査対象業種に該当する業界団体や企業等に対してヒアリング等を実施し、各業種の特性及びそれを把握するための事項の設定について協議、意見交換を行うとともに、各業界等におけるニーズ等の把握についても併せて努めてきたところである。引き続き、利用者ニーズを踏まえた調査票の設計に努めてまいりたい。

【別紙4は以上】

リース会計基準の改正により、所有権移転外ファイナンスリース取引において、従来のオフバランス処理からオンバランス処理に変更されることについては、どのように対応しているのか。

【回答】

1. ご指摘のリース会計基準の改正は本年4月から適用されることとなっているが、各企業が新たな基準により処理するのは平成20年度の決算からであり、21年に行う決算作業から新たな基準による決算データを開示する予定である。また、リース業界においては平成20年3月以前に遡って開示内容を整備する予定はされていない。
2. 本調査は平成19年11月1日から平成20年10月31日までのデータを把握するものであることから、上記のような整理を踏まえると、会計基準の変更に沿った回答を求めることによって、事業者においては旧会計基準と新会計基準それぞれによるデータについて回答する必要が生じることとなり、実査にあたって調査対象客体の混乱を招く可能性がある。
3. このことから、本調査中物品賃貸業に係る調査事項について再度見直すこととし、リース会計基準変更後に設定される事項、具体的には固定資産とは別に「リース投資資産額」欄を設定するとともに、記入は調査時点に採用している会計処理に則って行うこととし、この旨を記入注意等に明記して記入者に誤解が生じないように努める。
(リース会計基準改定への対応状況については、別紙5参照)

リース会計基準改定に係る所有権移転外ファイナンスリース取引に関する対応について

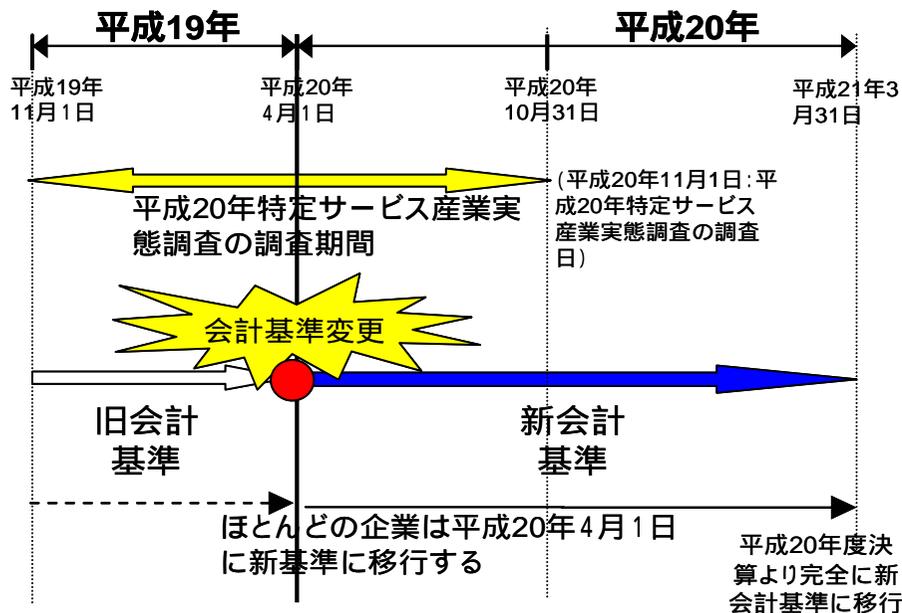
別紙5

平成20年4月より、所有権移転外ファイナンスリース取引については、従来は例外として認められていた賃貸借処理が認められなくなり、売買取引に準じた処理に統一される。

上場企業や会計監査人設置会社等一部の企業では、平成20年4月から新会計基準に移行すると聞いている。また、新会計基準への移行後に旧会計基準により報告することは困難であるとの指摘を受けている。

平成20年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの期間を調査するため、旧会計基準により処理している取引は旧会計基準により、新会計基準を導入している取引は新会計基準により報告していただくこととし、そのための調査項目を設定することとする。

なお、当該調査項目の記入にあたって、記入者への混乱を与えないために、記入の注意に説明書きを記載することとする。



物品賃貸業調査票(4種類)の6 資産部分に追加する項目案

資産取得額について、旧会計基準では、所有権移転外ファイナンスリース物件を取得した場合、「レンタル・リース物件」に計上されるが、新会計基準に移行した場合、「リース投資資産」として計上されるため、新たに当該項目を設定する。

これに伴い、営業費用についても、オペレーティングリースとファイナンスリースを区分して把握するため、「リース投資資産原価」を調査項目として設定する。

6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額

事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)

| 区 分 | 兆 | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 万 | 十 | 万 | 円 |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与支給総額 | | | | | | | | | | |
| 貸与資産原価 | | | | | | | | | | |
| リース投資資産原価 | | | | | | | | | | |
| 資金原価 | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | | | | | |
| 備前料 | | | | | | | | | | |
| 土地・建物 | | | | | | | | | | |
| 機械・情報通信機器 | | | | | | | | | | |
| 装置 | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | |
| その他の営業費用 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)

| 区 分 | 兆 | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 万 | 十 | 万 | 円 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産 | | | | | | | | | | |
| 機械・レンタル・リース物件 | | | | | | | | | | |
| 設備・情報通信機器 | | | | | | | | | | |
| 装置 | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | |
| 土地 | | | | | | | | | | |
| 建物・その他の有形固定資産 | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

注1: 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額(購入手数料を含む。)を記入して下さい。
 注2: 過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「-」を記入して下さい。
 注3: 情報通信機器とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、I/Oコン、CAD/CAMコンピュータ設計・製造システムなどを含みます。

事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額

| 区 分 | 兆 | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 万 | 十 | 万 | 円 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| リース投資資産 | | | | | | | | | | |

新規追加業種への調査を行うに当たっては、調査段階において調査客体からの問い合わせ・照会等に対応するために民間事業者を活用し、コールセンターを設置するとしているが、教育研修を行っている立場からすると、「新規追加業種」という性格上、知識はもとより対応において、同センターの職員は調査内容及びその業態の内容について相当程度熟知していないと対応は困難と考えられる。不都合が生じないよう、十分に留意することが必要。

【回答】

1. 民間事業者によるコールセンターの設置に際しては、経済産業省作成の「照会対応事例集」による照会対応を実施すること、民間事業者のコールセンター従事者に対する教育を契約の必須条件とし、提案書においてしっかりと評価した上で受託先を決めること等、契約上における工夫をしていきたいと考えている。
2. なお、平成20年経済産業省企業活動基本調査（調査日：3月31日）においても、照会対応を含めて民間事業者を活用することとしており、その状況も踏まえて適切に対応してまいりたい。

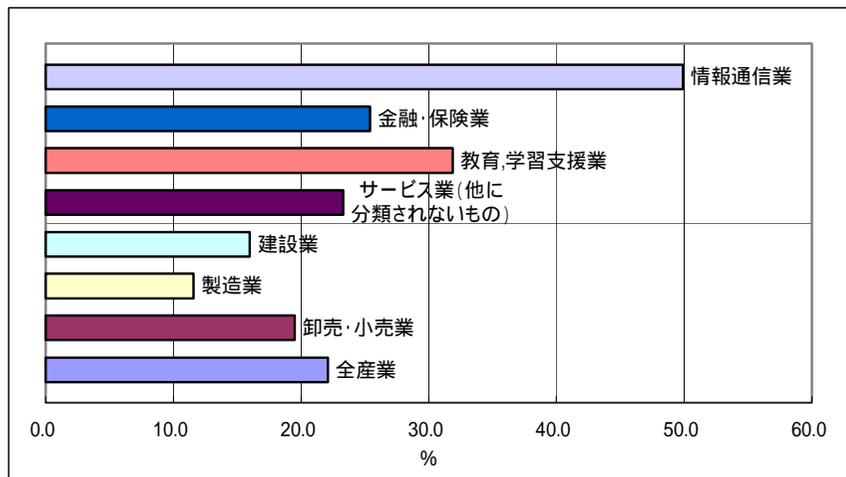
本調査を毎年実施する必要性は何か、毎年調査しなければならないほど変化が激しいのか、また、都道府県別に調査し、結果表章することがなぜ必要なのかを明確にすべき。

【回答】

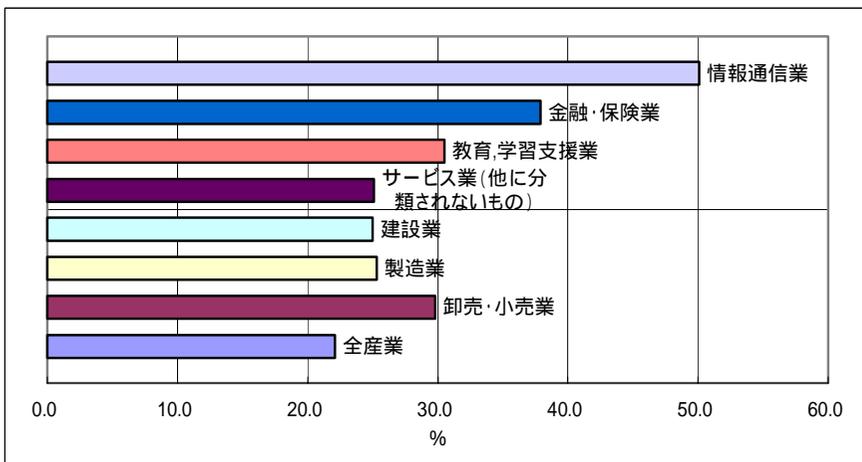
1. サービス産業は一般的には、大がかりな設備投資を必要とせず、わずかな資金と人的資本のみで開業が出来ること、また、近年次々と新しいサービス分野が誕生していることなどから、他産業と比較して事業所の改廃が激しい産業であると言われている。このため、極力短い周期での把握が必要と考えている。
2. 都道府県等の地方行政においては、都道府県別の産業連関表の作成や都道府県の経済成長戦略策定等の産業振興施策などにおいて活用されていることなどから、地域別データの提供は、新たな統計法においても示されている公共財たる統計の役割を果たすものとする。
3. なお、現行の本調査における表章は規模別集計まで行っているところであるが、このようなレベルでの活用実態は必ずしも明確にはなっていない状況である。したがって、地域別の表章レベルについては、これまでの利用実績などを踏まえながら、引き続き見直しに向けた検討を行っていく必要があると考えている。
(毎年実施する必要性については別紙6、都道府県における利活用状況については別紙7参照)

サービス業と他産業の事業所数等の変動

【事業所の新設率】



【事業所の廃業率】



【新設・廃業】

| 産業大分類 | 新設事業所数 | | 廃業事業所数 | |
|-------------------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 実数 | 新設率(%) | 実数 | 廃業率(%) |
| 全産業 | 1,358,485 | 22.1 | 1,743,583 | 28.4 |
| 農林漁業 | 4,559 | 23.4 | 4,198 | 21.6 |
| 鉱業 | 332 | 8.8 | 934 | 24.8 |
| 建設業 | 96,844 | 16.0 | 151,875 | 25.0 |
| 製造業 | 74,798 | 11.6 | 162,921 | 25.3 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 539 | 15.5 | 901 | 26.0 |
| 情報通信業 | 29,886 | 49.9 | 30,033 | 50.1 |
| 運輸業 | 31,271 | 22.7 | 39,617 | 28.8 |
| 卸売・小売業 | 351,975 | 19.5 | 537,745 | 29.8 |
| 金融・保険業 | 24,513 | 25.4 | 36,576 | 37.9 |
| 不動産業 | 63,352 | 19.4 | 70,997 | 21.7 |
| 飲食店、宿泊業 | 241,699 | 27.9 | 317,089 | 36.6 |
| 医療、福祉 | 102,842 | 39.5 | 51,660 | 19.9 |
| 教育、学習支援業 | 53,733 | 31.9 | 51,391 | 30.5 |
| 複合サービス業 | 24,349 | 71.3 | 8,930 | 26.1 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 257,793 | 23.3 | 278,716 | 25.1 |

()新設率とは平成13年の当該産業の民間事業所数に占める新設事業所数の割合。また、廃業率とは、平成13年の当該産業の民間事業所数に占める廃業事業所数の割合。

()平成18年事業所・企業統計調査結果を基に試算。

都道府県へのアンケートを実施した結果、都道府県における特定サービス産業実態調査の活用事例は以下のようなものがあった(例示)。

1. 都道府県別・業種別表章の活用例

【行政施策実施に係る利用】

「やまがた産業振興プラン」策定のための基礎資料として利用。

山梨県の情報通信産業の振興を図るために平成 19 年 11 月に策定した「山梨ICT戦略」の策定に際し、「山梨県情報アドバイザー会議」を設置したが、当該会議の中で山梨県の情報通信産業の施策を検討するための基礎資料として、平成 17 年特定サービス産業実態調査(情報サービス業)を利用。

愛知県において、情報通信業の振興施策の検討を行うために開催している関係機関、有識者等による「情報通信産業振興施策調整会議」の開催にあたり、「ソフトウェア業」や「情報処理・提供サービス業」の事業所数、年間売上高、従業者数等を分析資料として活用した。

岩手県産業成長戦略(平成 18 年 11 月策定)の「IT産業集積構想」を策定する際、県内外のIT関係企業の実態を把握するための基礎資料として、情報サービス業の年間売上高や従業員数等を利用した。

愛媛県の産学官民の知的財産活用取組の方向性を示した「愛媛県知的財産戦略」の策定にあたって、コンテンツ産業の現状を分析するために利用。

【加工統計作成に係る利用】

県民経済計算のための基礎資料として利用(東京都、福岡県)

県の産業連関表の基礎資料として利用(東京都、福島県、佐賀県、山口県、大分県、福岡県等)

東京都が毎年出版している「東京の産業と雇用就業」や「東京の中小企業の現状(サービス業編)」の作成に際し、情報サービス業、物品賃貸業、広告業、フィットネスクラブ、外国語会話教室等のデータを利用。

2. 都道府県別・業種別・従業員規模別表章の活用例

【行政施策実施に係る利用】

愛知県において、IT産業の集積・発展を図ることを目指し、ITベンチャー企業のスタートアップ期における活動をソフト・ハード両面から総合的に支援するインキュベータ施設「あいちベンチャーハウス」を平成 15 年度から整備したが、当該事業の制度設計・運用のため、情報サービス業の従業員規模別売上高を利用。また、施策評価にも利用している。

埼玉県新5カ年計画(平成 19 年度から5年度)の産業・雇用重点施策として、映像の制作から作品の鑑賞までの支援を強化、映像関連産業の導入・集積を促進することとしており、平成 19 年調査「映像情報制作・配給業」の年間売上高や従業員数等により域内産業の分析を行い、施策展開の基礎資料とする予定。

埼玉県における情報通信業等重点分野における産業創造ネットワークの構築、産学官交流連携促進を行うため、域内産業の実態を把握するために利用。

平成 19 年3月に「大阪産業・成長新戦略」を策定し、府内中小企業の支援等、産業振興事業に取り組んでいるが、当該施策の検討にあたり、大阪府における情

報サービス業の年間売上高や従業者数等の動きを追っている。
情報通信関連創業者へのワンストップ支援や情報関連産業の成長を支える高度IT人材創出・育成等、愛媛県における情報関連産業に対する取組に際して、県内IT産業の現状を把握するために利用している。

【加工統計作成に係る利用】

県民経済計算のための基礎資料として利用(岡山県、長崎県)

県の産業連関表の基礎資料として利用(長崎県)

大阪経済に関するデータ集「なにわの経済データ」、「おおさか 経済の動き」等を作成するために利用している。

標本調査化に係る検証結果を見ると、単純無作為抽出による試算となっており、層別に試算し直す必要があると考える。最近の経済産業省の調査においては、標本調査を嫌い、裾切り調査により大規模なところを全数調査する形が多く見られるが、その考え方によると、小規模なところは調査の必要はないのかという疑念も生じることから、しっかりとした考え方を整理すべき。必ずしも都道府県別に調査する必要がなければ、地域（ブロック）別に調査する方が効率的。

【回答】

1. ご指摘のとおり、標本調査化に係る検証については、業種毎に、全国従業者規模別、都道府県別、都道府県・従業者規模別という層により試算したものであるが、これは、現行の都道府県別表章を維持した場合を想定したものであり、今回の調査計画ではこの結果を踏まえて標本調査方式の導入を見送ったところである。
2. なお、標本調査方式の導入については、本調査が対象業種の構造把握を主眼としたものであり、当省における中小企業関連施策の観点からも小規模事業者の把握が重要な視点であるということと併せて引き続き検討していくこととしたい。

都道府県別、業種別、規模別の調査票の回収状況が分かる資料を次回の部会で提示して欲しい。仮に、回収率が9割を切るような状況となっていれば、都道府県別表章を行う意味は疑問である。

【回答】

1. 都道府県別の回収率は、ほぼ全ての地域でご指摘のとおり9割を切っている状況である。しかしながら、都道府県等の地方行政においては、都道府県別の産業関連表の作成や都道府県の経済成長戦略策定等の産業振興施策などにおいて活用されている。地域別の表章レベルについては、これまでの利用実績と標本化の検討などを踏まえながら、引き続き見直しに向けた検討を行ってまいりたい。
2. なお、回収率については、引き続き協力依頼の強化、督促の強化等の対応方策を実施し、その向上に努めてまいりたい。

対事業所サービスや情報通信業などでは、事業所・企業統計調査名簿と電話帳データベースによる母集団数に大きな乖離が見られる。電話帳データベースには主業以外のものも含まれていると思われるが、特にSOHOなど零細事業者の捕捉については重要であり、事業所・企業統計調査名簿以外に、電話帳やWeb検索により名簿整備をしっかりと行うべき。

【回答】

1. 電話帳やWeb検索からの名簿作成は、当該事業所が調査対象となるか否かの確認作業に多大な時間等を要することから、直ちに導入することは困難であると考えている。今後、導入の可能性について検討していきたい。
2. 一方、統計調査の母集団名簿については、改正統計法において、平成23年経済センサスの結果をベースに法人登記簿などの情報と組み合わせながら事業所母集団データベースが整備されることとされており、今後網羅的な母集団名簿情報が提供されるものと認識している。
3. 政府全体としても母集団名簿の整備は重要な課題とされており、統計委員会基本計画部会においても議論が行われていると認識しており、特定サービス産業実態調査も可能な限り母集団名簿整備に貢献し、また当該データベースを積極的に使っていきたいと考えている。

調査結果の補正について 資料1 論点「5 集計事項」関連

本調査においては、従来から、回収分に係る結果を単純に集計・表章しているが、この方法による場合、毎年、回収率の変動による影響を大きく受けることになるため、その補正方法についても併せて検討が必要。

【回答】

欠測値の補正の問題については、今後補正の方法等について検討していきたい。